

総務常任委員会会議録(平成22年11月18日)

1 日時 平成22年11月18日(木) 14時45分～15時53分

2 場所 滝沢村役場 4階 第1委員会室

3 出席者 委員長 齊藤健二 副委員長 柳村 一
委員 佐藤澄子、武田猛見、遠藤秀鬼、鎌田 忍、黒沢明夫
事務局 局長 太田晴輝
欠席者 なし
説明者 佐野峯企画総務部長、中村財務課長

4 協議

(1) 開 会

(2) 委員長挨拶

委員長： 本日は臨時議会、全員協議会などあり時間も経っておりますが、閉会中の継続調査である「指定管理者制度導入の検証について」ということで、財務課、部長に来ていただきありがとうございます。我々もこの件については初めてでありますので、よろしくお願いします。

委員全員出席でございます。定足数に達しておりますので本委員会は成立します。

(3) 協議事項

「指定者管理者制度導入の検証について」【15:10～】

佐野峯企画総務部長： 承知のとおり指定管理者制度は平成18年度より導入しているところである。財務で全体を掌握しているわけではなく、それぞれの分野が掌握しているわけであるが、共有する事項についてお互い学習している。平成23年で3年目という施設が多く、これからも指定管理者制度を行っていくのかどうか検討しているところである。その際に、それぞれの考えや監査からの指摘もあり、どういう形でやっていくのか、それぞれの部署が、特に大きい施設については、各課が集まり学習をしながらすすめているのが現状である。今般それぞれの課より資料を取り纏めたので、よろしくお願いします。

中村財務課長： 指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正により公の施設についてはより自立的により効果的にするという進められているものである。また公の施設に民間のノウハウを利用して、住民サービスの向上、経費の節減などを目的として導入されているものである。

【以下資料に沿って説明】

- ・ 今現在指定管理者制度を導入しているのは26施設ある。
- ・ 各地区のコミュニティセンターは住民協働課が所管しており、ほとんどが平成18年より導入している。一番早い施設は、平成16年頃より始まっている。それぞれ非公募で各自治会に、委託期間を5年としてお願

いしている。今度平成23年3月31日で委託期間が終了するため、今度の12月議会に提案する予定である。

- ・それぞれの管理料については平成22年度当初予算ベースにて示しているため、実際の金額とは若干ずれる。
- ・2箇所の保育園については児童福祉課で所管しており、南巣子保育園と姥屋敷保育所は平成18年より非公募で来年度まで導入している。
- ・高齢者支援課の老人福祉センターについては平成20年度より今年度まで公募により3年間導入している。2回目については非公募ですすめている。
- ・お山の湯は公募により平成18年9月1日から導入しているが、現在までに2社に委託している。
- ・柳沢多目的運動施設については非公募で平成18年度から5ヵ年で委託している。来年度からは事務を直営方式にする予定である。
- ・巣子駅複合交通施設はIGRで行っている。
- ・総合公園体育館を含む各運動施設は体育協会に、第2回目は平成21年度から平成24年まで委託している。
- ・滝沢ふるさと交流館は初回は公募で、平成21年からの2回目は非公募で行っている。
- ・滝沢村多目的研修センターについては非公募で体育協会が管理しており、姥屋敷多目的研修センターも非公募で花平農業協同組合が管理している。
- ・公の施設でこれから指定管理ができるのではないかと、という施設の中で滝沢村北部コミュニティセンターについては平成23年4月より導入するところである。
- ・大川コミュニティセンターについては地区の管理ということになる。
- ・相の沢の牧野は、通年預託施設として将来的には指定管理者制度を導入したいと考えている。
- ・IPUイノベーションセンターについても将来的に指定管理者制度を導入したいと考えている。
- ・キャンプ場、村営住宅、埋蔵文化財センター、公民館、図書館については当分このまま直営で運営していく。
- ・滝沢村老人福祉センターについては、指定管理者移行後経費が増加しているが、以前は人件費が入っていなかったためである。また、開館時間についても延長しており、それらを換算すると309万円の経費節減となっている。利用率は、開館時間の延長もあり大きく伸びており、老人クラブなどと事業を連携したりなどしてサービス向上に繋がっている。自主事業も3事業開催している。
- ・滝沢相の沢温泉入浴施設の平成19年以降の指定管理移行後は利用者の減少もあり減収となっているが、159万円の経費節減となっており、職員の事務量が減少している。サービスの向上は定額料金の設定、自主事業の開催、食堂の直営化などがある。

- ・ 総合公園体育施設の指定管理においても経費が削減されており、利用率は増加傾向にある。サービスの向上は、利用時間の延長があげられる。
- ・ 滝沢ふるさと交流館や研修施設についても経費の削減が図られている。利用率も概ね増加傾向にある。サービスは開館時間の延長があげられる。また職員の対応も温かい対応に務めており、自主事業も行っている。

質疑

遠藤委員：相の沢温泉入浴施設における検証の中にある「指定管理者移行前と移行後の職員の事務量の減少」についての意味は何か。

佐野峯企画総務部長：指定管理者導入以前の直営時は、役場職員の事務量が多く大変であったが、事務も軽減され、職員も減っている。職員分の経費も減っている。

柳村委員：利用料金制の有無について「無」になっているが、地区コミセンの外部の人が使う場合は利用料がかかっているが、「無」となっているのはなぜか。また管理委託料をいくら払って、利用料金が入ってきた利益の分としていくら入ってきたか、というのが知りたい。文化スポーツ課まとめていくら、というのではなく、各施設でいくらかかっているのかわかっていると思うので、比較ができないのでまとめずに表すべきでは。また、滝沢村老人福祉センターの309万円の経費節減はどこの部分についての節減になったのか。

中村財務課長：利用料金制度をとっているのは、お山の湯のみであり、お山の湯以外は村の歳入で使用料が入ってきている。個別の施設の差し引き分については載っていないが、体育協会から文化スポーツ課に予算の要求をあげる段階では個々の予算であがってきているが、それぞれの積み上げをまとめて一本の契約としているので、個々の資料については担当課に問いあわせる必要がある。また、指定管理料の433万円の増となっているが、人件費を算定すると742万円でその差額が309万円の経費削減となっている。

柳村委員：スポーツ施設については、2つに金額を分けているということは、指定管理の場所はそれぞれあるにせよ、指定管理している箇所は2箇所ということか。表にはそれぞれの施設が並んでいるが、基本的に契約を一つずつスポーツ施設と契約を交わしているわけではない、ということによるのか。各課での検証の評価はあるが、大本の村としての評価はまとめられているのか。

中村財務課長：いろいろな指定管理に関してそれぞれの協定が決まっており、現在若干高熱水費などの項目が違っていることなどがわかってきた。村とすれば当然調整を図っていかなければならないと思っている。監査の指摘にもあるように、指定管理料の剰余も各施設で発生しているところであり、いろいろな問題が発生している。同時に経費の検証についてもそれぞれの施設でやっていかなければならない。村として数値で全体をおさ

えているわけではない。

柳村委員：今後そういう形で検証していくつもりなのか。

中村財務課長：ご承知のとおり形的にもはっきりと数値がでており、剰余金については返還も含めて必要な措置を検討されたい、と出ているので、これらについては何らかの対応をしていかなければならないと思っている。

武田委員：(滝沢村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する)条例について、平成15年からということもあり、公募によらない点でいうと、例えば第5条や第6条、第7条に、例えば公の施設の規模や機能によって、また、団体がきちんとした組織として位置づけられる要項のようなものが載っていない。そういった取り決めが、第7条の協定を締結することをうたっているが、そのあたりが曖昧になってくると何か問題が出てきたときに、管轄外だ、ということで責任の擦り合いになってきてしまう、ということが今回勉強になる部分になると思うのだが。実際この条例規則以外に詳しいことはあるか。

中村財務課長：この条例規則については、平成15年の地方自治法の改正により作ったものであり、雛形どおりではあるが、実際には公募、非公募があり、その当時この施設は公募にしよう、ということがあり、複数の公募があれば当然委員会等で、その中で検討し順位付けをして一番良いところに管理をお願いをする、という組織が設置されているので、公募についてはそのような段階を経ている。非公募については相手方が1団体となるので、あらかじめこちらで経費の積算等の基準を示し、それで運営ができるのかどうかという話し合いをもって、合意した時点で非公募で指定管理をしている実態である。今後、公募が基本なので、公募がいいと思っているところであるが、公募に適する施設が滝沢村の場合、代表的なところではお山の湯や滝沢ふるさと交流館、体育施設においてはその当時他の公共団体においても、組織化されていた体育協会にお願いしているところが多いと聞いている。ただそろそろ6年経ってきているので、公募にすべきではないかという話が出てきている。来年の今頃になるが公募にすることで進めている。

武田委員：公募、非公募においては、村内の団体を育てるという意味では公募でなければだめだとは思っていない。馴れ合いでやってきている部分もあり、非公募でも公募によるための基準のような、最低これだけは守るといった基準が非公募の場合でも必要ではないか。これまでの6年間の中で剰余金のこと等会計監査の指摘のような事態も生まれなかったのではなかったのかと思う。

中村財務課長：そのとおりであると思う。公募の場合でも協定書を結ぶ段階で、何が精算項目であるかがはっきりしているので、後は指定管理を受けた者の努力が反映されるような仕組みになっているので、その部分についてはよいと思うが、特に問題なのが、非公募の場合で剰余金が出た場合には、どうする、ということはいっていない。体育協会との協定の中に

は高熱水費等については精算項目であるので剰余金はでていないが、たとえば清掃委託料など村が積算した場合と比べ、自前でやるなどすることでもっと安く委託をする中で委託料から剰余金がでていと聞いている。非公募だからそういう事態がでていと思うので、できるだけ公募にするとそういった問題がなくなるのではないかと思っている。

佐野峯企画総務部長：滝沢村にあるそういった団体を育成しながら、適切に指定管理をしてもらうことが非常に大事であると考えたとき、今回指定管理で見えてきた課題があるわけであるが、指定管理者ということとは別にその団体を育成していくことがどうであったのか、ということもあると思う。そういう団体と共にこれを機会によりよい形になってくれば、と思う。団体と一つ一つ解決していき、他の団体にも負けないような事務事業を行っていくように育っていくことが村の大事な時期であると考えている。

鎌田委員：滝沢村老人福祉センターについて、非公募にしたい旨、柳沢多目的運動施設は直営にということはどういうことか確認したい。またお山の湯の村外料金について料金を50円軽減したことは条例上問題がないのか、ということを確認したい。

中村財務課長：最初の年に公募しており、社会福祉協議会にお願いしているが、今回来年4月からについては、今まで3年間良好に行っているということもあり、直接社会福祉協議会と協議をしている。柳沢多目的運動施設については、今まで柳沢上郷大川更正農業振興推進組合で管理してきたが、今回栗石滝沢環境組合設立の中の事務の一つとして環境組合でやるという協定書を作っている。そのことから、村ではなく組合の方で直営で管理するということになる。

佐野峯企画総務部長：お山の湯の料金については、条例の中で上限を定めてその範囲内で指定管理者が設定できると理解している。

鎌田委員：将来的な考えとして、3年や5年といった指定管理の期間について動かすことは何か考えがあるのか。

中村財務課長：指定管理を導入する際、資料にもあるとおりコミュニティ施設等については5年、他の施設については3年でよいのではないのかという当時の考えであった。これからそういった施設も5年でよいのではないかとも思っている。例えば、お山の湯や滝沢ふるさと交流館などの指定管理に向く施設は、短くても大変であるが、状況等変わってくるということも考えれば5年だと仕組み的には長いのではないか、ということで今のところ3年が適当なところではないかと思っている。

佐野峯企画総務部長：コミュニティ施設については行政サービスとしてというよりは地域住民に限られた施設であるので、5年でいいのではないかと思っているが、お山の湯や体育施設は行政サービスと直結するものであり、行政の政策で設置された施設がより以上の効果を発揮するということが指定管理者の中にもある。今回3年目を見ても情勢の変化に伴った課題

もある。3年で課題も見えてくると思うので、評価も大切であるが、区切りをつけて評価を次につなげていくことも大事であると考えている。行政サービスにつながるところは今のところ3年程度でいいのではないかと考えている。

鎌田委員：それぞれの施設は事業計画はちゃんとあるのか。

中村財務課長：指定管理を議会に上程する段階で3年から5年の債務負担行為をしている観点からすると、債務負担の金額もはっきりしているので、その中でそういった指定管理期間はこういった経費でやる、というものは当然ある。ただそれが一本の計画書で行っているかどうかについては今のところわからない。

柳村委員：菓子駅の複合施設の管理委託料 1,871 千円の中にはこういったものがあるのか。改札等を貸しているので IGR から逆に料金をもらってもいいような気がするのであるが。要するに委託料というのは維持費ということではよろしいか。

中村財務課長：清掃料などの維持費である。

【15：43 佐野峯企画総務部長、中村財務課長退席】

(4) その他

委員長：今回の継続調査は12月議会までとしますか。3月議会までとしますか。

鎌田委員：今回の調査は、各課がそれぞれ管理しているものであるから、報告書をまとめるにあたっては難しい。

委員長：財務課では所管していないので、一つの統一したものにまとめるのは難しいと思う。私の考えとしては、実際の施設をいくつか見て直接話しを聞くことも必要ではないかと思う。それで我々が判断する以外にないのでは。あくまでも指定管理者としての調査であるので、深い部分までの調査となると総務の管轄外になることも考えられる。

柳村委員：意義なし。公募、非公募の場所を見て、3月定例会に報告書を出すということではよいのではないか。

遠藤委員：意義なし。村としてどのようにとらえているのかということを中心に大きなテーマとして、何箇所か見て検証し、その総合的な成果をみて考えればよいのではないか。

佐藤委員：見てきただけであるとあまり検証にはならないのではないか。実際に話を聞いてみた上でまとめたほうがよいのではないか。

太田局長：この資料を見ると、実際の費用等も含め他の所管の施設ということになるので、他の教育民生常任委員会の委員長等に、この施設を見ます、と言っていたきたいことと、村としてどうなのか、という視点が重要であると思うので、検証を書く場合に、個別の施設のこと、そして村としてはまだ十分ではない等とまとめることもできるのではないかと思う。施設については、時期をみながら委員長と相談していきたいと思う。

柳村委員：それぞれの施設とそれぞれの所管課の都合、また村としての考え等まとめる時間などもあるので、年明けにしてはどうか。

委員長： 事務局と打ち合わせの上、連絡したいと思う。

委員長： その他何かありますか。

委員： なし

委員長： それでは本日の委員会を終了します。

以上のおり報告します。

平成22年11月29日

議会事務局 太田 晴輝